

理事・監事及び評議員・評議員解任・選任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳳会の理事・監事並びに評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- 2 役員等が理事会及び評議員会、監事監査、指導監査の立会、運営状況の指導等施設運営の業務や施設の行事に出席したときは、年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、1 回につき、5,000 円を報酬として支払う事ができるものとする。
- 3 交通等は、実費を支給できるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、その都度、支給する。

- 2 報酬等は現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

(第7条) この規程の改正は、評議員会の議決を得て行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。